

【資料】

# 聴覚障害のある学生に対する社会福祉士養成 のための実習教育の展開

——手話通訳及び要約筆記専門団体による支援活用の試み——

西 田 充 潔

池 田 雅 子

伊 藤 新一郎

## 資料

## 聴覚障害のある学生に対する社会福祉士養成のための実習教育の展開 ——手話通訳及び要約筆記専門団体による支援活用の試み——

西 田 充 潔  
池 田 雅 子  
伊 藤 新一郎

## 目次

- I. はじめに
- II. 社会福祉実習教育と情報保障の実際
- III. 事例の紹介と実習開始までの支援展開
- IV. 実習開始後の支援展開
- V. 取り組みから見てきた今後の課題
- VI. おわりに

### I. はじめに

聴覚障害のある学生への大学教育における支援は、特に1990年代以降、全国の各大学で取り組みがみられるようになってきた。独立行政法人・日本学生支援機構による最新の調査では、全国の国公私立大学775校のうち、「聾・難聴・言語障害」のある学生は326校(42.1%)に在籍し、その学生数は1,455人(大学院・専攻科も含む大学全体の学生数に比し、およそ0.05%)である。これらの大学では、「授業支援」として、「手話通訳」や「ノートテイク」、「パソコンテイク」などの情報保障支援がそれぞれ約3から6割程度の大学において実施されてきている(日本学生支援機構, 2010)。

こうした支援の実施においては、実施している大学数がまだ多くはないという問題とともに、「聴覚障害学生が希望するすべての授業に適切な支援が提供されているとは限らず、

特に語学や研究室のゼミ・実験・実習等の支援は大きな課題として残されている」(浦部・岩田, 2011)との指摘のとおり、それを如何に質的・量的に保障していくかが目下の課題として挙げられる。

これら「授業」の中でも「実習」に位置付けられる科目は、学内の実験室や教室等において指導教授のもとで展開されるもののみならず、学外の種々の関連機関等において展開されるものも多く、学生に要求される活動が高度に専門的である場合が少なくない。近年では、医学系の学部で展開される医師国家試験のための臨床実習における聴覚障害のある学生への支援事例(菅江, 2010)や、学校教諭免許を取得するために大学の附属学校において実施された教育実習を支援した事例(田中ら, 2006)、介護福祉士国家資格の取得に必要な介護福祉実習を支援した事例(合津ら, 2007)などが散見される。これらの支援事例では、手話通訳やノートテイクなどの情報保障支援が適宜実施されることによって、学生の「実習」による学びがそれぞれ促進されたようであるが、同時に課題として、①支援担当者は専門用語や概念についても一定程度の理解をしておく、もしくはそれらをどのように通訳するといった申し合わせなどが必要である、また②実習内容に合わせてきめ細

かく支援方法を変更・対応していくなどが必要であることが課題として浮き彫りにされた。

北星学園大学（以下、本学と表記）でも、聴覚等に何らかの障害のある学生（以下、聴覚障害学生と表記）が在籍しており、学内における日常的な「授業支援」の体制は、有償の学生ボランティアによるノートテイク・パソコンテイクが情報補償として展開されている。また若干名ながら手話技能検定や全国手話検定の資格を持つ学生も在籍していることから、ゼミや演習などによっては手話通訳が提供される場合もある。こうした在学生による情報保障支援の取り組みの経緯は、これまでも各大学から報告されてきており、種々の課題が挙げられてきている（例えば、徳田・西本, 2005., 石川, 2007.）。

本学では、聴覚障害学生は主に社会福祉学部 に在籍し、国家資格である社会福祉士の取得を目指すものもいる。この資格（受験資格）を取得するためには「実習」単位の修得が必須であるが、これまで本学では「実習」科目において支援を実施した経験がなかったため、そのノウハウは皆無に等しい状態であった。これまで、社会福祉士の取得を目指した聴覚障害学生の支援の取り組みについては、学内における情報保障を意図した提言や（例えば、斉藤, 2009）、「実習」を通しての障害学生自身の「学び」や「変化」に焦点化した報告（例えば、浅原, 2010）などはいくつか見出されるが、聴覚障害学生を対象とした学外での社会福祉「実習」について、情報保障の専門団体により全面的な支援が実施された例は、筆者が知る限りにおいては報告されていないようである。このような現状の中、2011年度に「実習」の履修を希望する学生が本学に在籍したため、「実習」科目の担当教員のみならず、関連学内組織や事務職員らと協働しつつ、専門の手話通訳者及び要約筆者による支援のもとに「実習」教育が展開された。

本報告は、その指導・支援展開の実際につ

いて報告するとともに、聴覚障害学生の支援システム構築に向けて、その一連の経過において見出された課題を整理し、社会福祉士養成のための実習教育において聴覚障害学生支援を今後さらに充実させていくための資料を提供することを目的とした。

## Ⅱ. 社会福祉実習教育と情報保障の実際

### 1) 本学の実習関連科目の配置について

本学の社会福祉学部では、その教育カリキュラムとして、国家資格である社会福祉士受験資格が取得できる科目群を設置しており、北海道内の社会福祉関連施設・機関を中心に、卒業生としてこれまでに多くのソーシャルワーク専門職を輩出してきた。社会福祉士養成においては実習教育が、ひとつの重要な柱として位置づけられる。まずは本学における実習教育の一般的な展開過程について整理したい。

社会福祉士受験資格を取得するために法的に定められている実習は「相談援助実習」という名称の科目である。実習期間は、法的に規定された23日間以上かつ180時間以上となるよう設定されており、実際には多くの学生が、3年次の夏季休暇中である8月中旬頃から9月中旬にかけて、北海道内各所を中心とした社会福祉関係施設（高齢者・障害者・児童・母子等）や機関（各種相談機関や医療機関等）へと配属されて実習を行う。

本学では、3年次夏季の「相談援助実習」（以下、本実習と表記）に先立ち、2年次後期に「相談援助入門実習」（以下、入門実習と表記）という名称の本学独自の科目を開講しており、本実習を履修予定の学生は必ず履修するよう設定している。入門実習では、本実習として配属される予定の施設・機関において実習を行うことを原則としているため、入門実習の実習先を選定する作業は、同時に本実習の実習先を選定することにもなり、そ

の選定作業は2年次秋季（10月から11月ごろ）に行われる。実習先の選定は、受け入れ人数の各施設・機関による限りがあるため、それまでの授業参加状況や課題提出状況などを参考に、学生の希望順位に基づき、教員らによる合議の上で決定される。入門実習の実習期間は5日間と短期であるものの、実習先である施設・機関について、その職場を理解し、また施設等利用者との関わりを経験できるなど、次年度の本実習に向けた事前の準備としての役割も果たしている。

これら実習の前後では、大学内において実習に向けた準備や事後の振り返りなどが、「相談援助実習指導」という科目においてそれぞれ実施されている。本学においては、2年次後期に「相談援助実習指導Ⅰ」（以下、指導Ⅰと表記）を、3年次前期には「相談援助実習指導Ⅱ」（以下、指導Ⅱと表記）を、同じく後期には「相談援助実習指導Ⅲ」（以下、指導Ⅲと表記）を配置しており、これら3つの実習指導科目に時期的には含まれるようにして、先述の実習科目が配置されている。

なお、本学では、これらの科目を含めた社会福祉の実習関連科目を直接担当する全教員が所属する「実習委員会」が組織されている。この委員会は社会福祉学部長の下に位置づけられ、実習関連科目の円滑な実施と情報共有に資するよう機能しており、筆者らはその構成員であるとともに、現在は第二筆者が委員長職に就いている。

また、実習関連の各科目は、「科目コーディネータ」と呼ばれる1から2名の教員がそれぞれ任じられており、本実習の「科目コーディネータ」は、自らの担当クラス学生への指導のほかに、実習先選定とその連絡調整、学内各クラス間の諸調整、基本的な教育展開の素案作成などの諸業務を担っている。第二及び第三筆者が、現在は本実習の「科目コーディネータ」である。

## 2) 指導Ⅱおよび本実習の展開について

指導Ⅱと指導Ⅲは、学科別かつ専攻領域別にクラスが編成され、法的規定に基づき、各クラスには教員1名につき20名以下の学生が配置されている。そして各クラス担当教員が、本実習の指導教員でもあり、実習における各種の指導を担当する。すなわち「指導Ⅱ・本実習・指導Ⅲ」という年間の流れは、原則としてこのクラス単位で指導が展開されている。

指導Ⅱは、本実習に向けた準備と位置づけられており、以下のような内容が講義および演習形式で、それぞれ1から2講義時間ずつ展開される。

- ・入門実習の振り返り
- ・（講義）実習委託契約と課題学習
- ・「実習計画書」の作成と「事前訪問」
- ・（講義）政策動向と利用者理解
- ・（講義）組織、業務とソーシャルワーカー
- ・「事前学習報告書」の作成
- ・「実習前評価試験（知識・技能）」の実施
- ・（講義）実践の価値とディレンマ
- ・（講義）記録と守秘義務
- ・（講義）「事前訪問」の振り返りと諸注意

このうち「実習計画書」とは、本実習においてどのような達成目標を設定して実習を行うかについて、まずは学生自らが計画し記したものである。この「実習計画書」は指導担当教員によって添削された後、実習先の指導者（以下、実習SVと表記）と予めの打合せを行う「事前訪問」の際の打合せ資料となる。

「事前訪問」は、本実習開始の1から2ヶ月前に行われ、学生（ら）が実習先を訪問し、実習SVとの顔合わせや本実習に向けての事前準備や諸注意事項などについて1時間程度で打合せを行う機会である。実習SVはその後、学生より提出された「実習計画書」の内容を考慮しつつ、本実習開始までに「実習指導プログラム」を作成する。「実習指導プロ

グラム」とは、実習期間である23日間・180時間のそれぞれの日時について、学生に提供する実習内容を組み立て明示したものであり、「職場・職種・ソーシャルワーク」のそれぞれについて、体系的に理解・実践が行えるよう意図されたものである。本実習では、この「実習指導プログラム」に基づいて実習が展開され、各種の指導が実施されていく。

また、「実習前評価試験（知識・技能）」とは、社会福祉士として必要な知識・技能を予め試験し、本実習に向けた学生の力量を判定するとともに、その改善に向けた学習を促すことを目的としている。ただし、試験の合否により本実習への参加可否が決定されるものとは位置づけられておらず、あくまでも学生に対する教育的効果を意図したものである。特に技能試験は、OSCE（Objective Structured Clinical Examination・客観的臨床能力試験：オスキーと呼ばれる）と呼ばれ、医学教育におけるそれをモデルとして、試行的に導入されているものである。OSCE試験では、学生はロールプレイによる8分間の模擬インテーク面接の実施、および5分間の模擬評価会議におけるケース報告の実施が要求される（模擬クライアントおよびケースの情報は試験時にそれぞれ初見で行われる）。これらの試験では、複数教員による評価・採点が実施されるとともに、本実習までに改善の努力が期待される点について学生に対して即時に口頭でフィードバックがなされる。学生は指摘された点について学習・練習を繰り返し、本実習の開始までに知識・技能の向上を図るよう努力が求められる。

### 3) 学内の情報保障体制

本学では、聴覚障害学生への情報保障支援として、手書きによるノートテイクもしくはパソコンによるノートテイクを実施している。ノートテイクは本学に在籍する学生たちであり、支援を行った学生（以下、支援学生と

表記）に対しては、大学より報酬が支払われている。中には手話通訳を行うことのできる学生も在籍し、情報保障の一翼を担っている。これら学内における支援は、原則として聴覚障害学生本人からの支援要請があって初めて対応が行われる。支援学生への連絡や調整は、情報保障コーディネータである「学生支援課」の事務職員が全て担っている。

また支援学生の配置については、いくつかのルールを定めている。その一つは、当該の聴覚障害学生が履修しようとする科目の配当学年以上の学生が、支援学生として配置されるというものである。これは例えば、聴覚障害学生が3年次学生で3年次配当の科目の場合、支援を担当できる学生は3年次以上の学生に限られ、1及び2年次学生は支援を担当することができない。これは支援の質を担保することに資する半面で、実質的な運用上の支障につながる場合もある。例えば、聴覚障害学生が4年次学生であり4年次科目の場合、支援学生も4年次学生に限られてしまうため、支援を担当できる人員数が少なくなってしまうことや、同級生（場合によっては、同じ研究室の学生）がお互いの忙しさの中で支援にあたらざるを得なくなるなど、支援の展開が難しくなることもある。

このほかにもいくつかのルールを設けているが、この制度自体はあくまでも学内における「授業」を対象とした支援にのみ活用するよう意図されており、なおかつ支援する側も本学の学生であることから、その配置は「学内授業」に限られている。

## Ⅲ. 事例の紹介と実習開始までの支援展開

### 1) 事例の紹介

本報告の対象となった女子学生（以下、対象学生と表記）は、2011年度、3年次に在学しており、社会福祉士国家資格の取得を目標

として本学に入学してきた。本学には、対象学生のほかに1年次から4年次まで聴覚障害学生が在籍しており、特に4年次の学生は、対象学生と同じ学科の所属であり、また社会福祉教育科目を履修済みであるなど、対象学生にとっては、種々の相談等も行える存在となっているようである。

対象学生は、幼少時の疾患によって聴力が低下した状態（感音性難聴）であるが、本学入学時点では、特に片耳の聴力は軽度の難聴でありながらも残存しており、聴覚障害学生としての支援は特には必要のない状態であった。2年次に進級時より、残存する片耳の聴力も徐々に低下してきていたようであるが、少なくとも2年次後期の指導Ⅰが開始された2010年9月の時点では、多少の困難がありながらも学内の授業等における情報保障支援は未だ必要とされていなかった。

ところが、2年次後期の半ば頃より、残存する聴力にも急激な低下が認められ、対象学生本人による認識としては、大きな講義室などにおけるマイク使用による説明や、多人数による会話などが聞き取れない状況となったようである。そのため、2年次後期の終わり頃より、学内授業においては、情報保障としてのノートテイクが要請されるようになった。

対象学生は、上記のように大講義室等ではノートテイクもしくは手話通訳（対象学生は、本学入学時より手話サークルに在籍しており、現在、全国手話検定準1級を所持しているが実習開始当初は3級を所持していた）による情報保障が必要とされているが、少数もしくは一対一での静かな場所での会話においては、残存聴力による音声聴取とともに、口話・読唇（唇の動きによる読み取り）および手話によってコミュニケーションが成立する。また、本人の発話は明瞭な音声で行うことが可能であり、初対面の他者であっても、本学生の発話を聴取し理解することが可能である。

聴力低下の原因については、自己免疫系の疾患の可能性が示唆されているようであり、これらの期間、および後述する実習に向けた準備の期間においても、医師による診察が継続していた。つまり対象学生の聴覚障害の状態は“進行性”であり、本人の認識として心理的ストレスによって悪化する傾向が報告されているなど、後述する実習指導においては、種々の段階的な対応が必要とされた。なお、本実習直前の障害程度等級の判定は、聴覚障害6級（ただし、言葉の聞こえは4級程度）とのことであった。

## 2) 実習先選定と指導Ⅱの指導・支援展開

対象学生についての、実習先選定から本実習の開始前までの、指導Ⅱにおける指導・支援の展開を表1に示した。

対象学生は、先述のように、2年次後期の指導Ⅰの開始当初においては聴覚障害学生としての配慮や支援を求めておらず、また教員側も実習先の選定にあたってはその時点では特段の考慮はしていなかった。対象学生は、本実習では公的機関である「福祉事務所」を実習先として希望しており、選択の動機や実習目標なども当初より比較的明確に抱いていた。そのため他の学生と同様の基準によって選考がなされ、本実習は「福祉事務所」にて行うことが決定した。ただし、「福祉事務所」は入門実習の受け入れを行っていなかったため、対象学生は入門実習を「母子生活支援施設」にて実施した。

入門実習においては、実習の展開そのものには大きな支障はなかったものの、利用者である母子（特に子ども）との関係形成やコミュニケーションに難しさがあったようである。そのため、3年次に進級してからの指導Ⅱにおいては、「入門実習振り返り」の際に、これらの点が報告されるとともに、本実習に向けた“不安”が初めて表明されることとなった（表1の1）。

表 1 本実習開始までの指導と支援の展開

	日付	対象学生への指導・支援	学内外における連絡・調整	内 容
1	4/26	指導Ⅱにおける「入門実習」振り返り報告		本実習に向けた“不安”の表明
2	5/10		実習委員会にて審議	対象学生の病状と今後の対応について報告
3	5/13	クラス教員による面談		障害状態の確認と、予想される対応を説明
4	5/27		クラス教員が手話通訳団体を訪問	学外実習における情報保障支援の活用について相談
5	6/1		クラス教員が実習先を訪問し打合せ	受け入れの依頼と、今後の検討事項の確認
6	6/2	学生支援課事務職員らと面談		実習実施に際しての“不安”と要望の確認
7	6/2		クラス教員が実習先担当者と電話相談	実習受け入れへの種々の懸念が表明され、大学側の対応を検討するよう要請される
8	6/3		クラス教員が要約筆記団体を訪問	学外実習における情報保障支援の活用について相談
9	6/7		実習委員会にて審議	対象学生の病状と今後の対応について報告と協議（継続）※対応 WG の設置
10	6/9	学内情報保障コーディネータ職員との窓口相談		実習先との交渉などを教員に依頼し、自身の不安を理解してもらうことを確認
11	6/9		実習委員長・所属学科長・事務職員らによる対応協議	障害学生支援システムの構築に向けた取り組みと位置付けること、必要な人員・予算措置についても協議開始
12	6/11		クラス教員が実習先担当者と電話相談	種々の懸念について、大学の対応も含め相談
13	6/11	クラス教員による面談		実習先の要請と、今後の対応について説明
14	6/15	手話通訳者との打合せ（対象学生同席）	対応 WG 及び事務職員が手話通訳者と打合せ	学内技能試験「OSCE」への手話通訳者派遣について相談
15	6/15		学内の予算措置について当該会議体へ報告	予算措置の概要について報告し継続審議となる
16	6/17		実習委員会にて審議	学内予算措置のための対応の協議と、支援体制について確認
17	6/18	OSCE 試験実施		手話通訳者による支援の実施
18	6/23	対応 WG による面談		“不安”内容の確認と「事前実習」の意義、「事前訪問」の実施について確認
19	7/6	実習先へ「事前訪問」	実習先への「事前訪問」終了後に打合せ	対応 WG も同行し、学生による「事前訪問」終了後、対象学生同席のもとで今後の対応について打ち合わせ
20	7/13	「事前実習①」（社会福祉協議会）の実施		対応 WG が引率・同行し、要約筆記による模擬講義とビデオ撮影。対象学生との振り返りと確認を行う
21	7/13		学内の予算措置について当該会議体にて審議	予算措置について審議され、執行が承認される
22	7/26		実習委員会にて報告	予算措置が決定したことと「事前訪問」および「事前実習」の実施について報告
23	8/4	「事前実習②」（高齢者サロン）の実施		対応 WG が引率・同行し、手話通訳によるサロン参加とビデオ撮影。対象学生との振り返りと確認を行う
24	8/4		「実習指導プログラム」が実習先より届く	「実習指導プログラム」として実習内容の概要が通知される
25	8/8	「事前実習」振り返りと本実習の支援体制の検討		ビデオを確認し、「実習指導プログラム」に基づく手話通訳と要約筆記支援を検討
26	8/12		実習先を訪問し、支援体制について相談	参考としてビデオを持参し、対象学生の意向として支援が「不要な」内容もあると申し入れ
27	8/15		実習第 1 週目の支援についてメール等にて予約申請	手話通訳及び要約筆記団体にメール・電話にて予約申請し、今後の対応についても確認
28	8/17		実習第 1 週目について内容の詳細を実習先に確認	メールにて、実習内容の詳細及び時間帯、派遣すべき支援内容について相談・確認
29	8/18		手話通訳団体へ訪問し面談にて相談	手話通訳団体を訪問し、支援実施に際しての詳細を確認
30	8/19		手話通訳及び要約筆記団体へ申請書送付	実習先への内容の確認も踏まえ、実習第 1 週目についてのみ支援申請書を送付
31	8/22	本実習開始（～9/22）		

これに先立ち、学内の情報保障体制をコーディネートする「学生支援課」の事務職員らにおいては、対象学生の実習科目履修について何らかの対応が必要であることが意図されていたようである。そして、指導Ⅱにおける対象学生からの“不安”表明を受け、クラス担当教員（第二筆者）と修学指導の職責のある所属学科長及び役職者を含む事務職員らにより協議が開始された（表1の11）。聴覚障害学生の学外実習については具体的な対応方法が本学内では未知であったため、正に“手探り”で議論が開始されるという遅々とした展開であったものの、必要な人員や予算の配置、次年度以降につながる支援システムの構築につなげていきたいとの意向が確認されるとともに、教員らによる早急な実習先との調整及び対象学生への指導が必要である旨が確認された。

2011年5月の実習委員会において、対象学生に対する今後の対応が初めて検討された。審議は継続となり6月に持ち越されたが（表1の9）、その議論の経過においては、他の教員らからは以下のような懸念が表明された。

- ・“進行性”であることに鑑み、病状の不安定性を考慮した場合、実習という過大な負担をかけることは、現段階では教育上避けるべきではないか
- ・前年度の実習先選定時には聴覚障害学生としての考慮がされていなかったため、実習先においても適切な対応が難しいのではないか
- ・実習実施とその支援体制を妥当なものとして準備することは、時間的な制約からも困難であることが考えられ、それゆえ今からでも実習先の変更も視野に入れるべきではないか
- ・学生による情報保障の活用は、実習が夏季休暇中であることや支援学生は4年次学生が実質ならざるを得ないことから、

現実的に人員確保が困難であるとともに、支援学生への教育的観点からも適切な対応ではないのではないかと

以上のような意見を踏まえ、本学として対象学生をどのように指導・支援していくかを具体的に検討・実施していくため、「科目コーディネータ」に加え、障害児福祉を専攻する第一筆者を含めた3名によるワーキンググループ（以下、対応WGと表記）が、実習委員会の下に組織された。

対応WGは、事務職員らとの具体的な協議、また実習先との連絡及び調整を継続して行うとともに、対象学生との個別面談も随時行い（表1の18）、具体的な“不安”の内容を確認した。この時点で対象学生が抱いていた“不安”は以下のようなものであった。

- ・「講義」形式の実習内容は、ノートテイクに加え、同じく実習をしている友人からの手助けによって遂行したいと思うが、やってみなければわからない面もある
- ・（実習先から要求されている）大学担当者の実習先への「常駐」については、必要ないと思うし、そのような負担を大学側へお願いすることが申し訳ない
- ・具体的にどういう支援が必要かと尋ねられても、本実習の経験が初めてである自分としても、どのような支援を必要とするか分からず判断できない
- ・この間の事情から他学生も含めた「事前訪問」が延期になっているなど、自分のせいで他学生にまで負担をかけていることを申し訳なく思う
- ・本実習前に行うことが提案されている「事前実習」（後述）が負担に感じるとともに、なぜ自分だけがそうしたことを行う必要があるのかが理解できない

対象学生によって報告されたこれらの“不



安”については、その後の経過における相談の中で、①専門の手話通訳及び要約筆記による支援を実施すること、そのための予算措置は大学が行うこと、②支援の実施に際しての交渉や調整は教員が行う業務であるとともに、「事前訪問」時に実習先とも直接に確認を行うので心配する必要はないこと、③「事前実習」は、対象学生本人が支援の必要性とその内容について検討し確認できる機会となるとともに、その実施にあたっては教員が全面的に支援することなどの確認を通して、“不安”の解消を図った。

なお「事前実習」(表1の20, 23)とは、社会福祉士資格のための規定の実習ではなく、対象学生に対してのみ、その名称も含めて独自に設けたものである。これの本来の目的は、要約筆記及び手話通訳による支援を、当該の実習先において実際の実習内容に近い状況で模擬的に実施することにより、対象学生がそれら支援にどのような対処ができるかを確かめるとともに、具体的な実習内容に即した支援の配置を検討し判断するための情報収集をすることにあつた。そのため本来的には本実習の実習先で実施させてもらうことが望ましくはあつたが、本実習開始までの期間が短かつたことや、それを前提とした実習依頼を行って来てはいなかつたことなどの諸事情から、本実習における実習内容との共通性が考えられる「社会福祉協議会」と「高齢者サロン」において実施した。それぞれの箇所から許可を頂いた上で対象学生の行動を中心にビデオ撮影し、対象学生との振り返り及び支援内容の検討(表1の25)に用いる資料とした。

また、対象学生への指導展開、及び学内・実習先との対応協議を進めつつ、平行して手話通訳団体及び要約筆記団体のそれぞれとの相談及び調整を行った(表1の4, 5, 14, 27, 29など)。これらの団体は、市町村からの委託を受け、手話通訳者や要約筆記者(手書き筆記者もしくはパソコン筆記者)を派遣

する事業を行っており、その利用にあたっては市町村の事業として実施する「手話通訳者派遣」制度及び「要約筆記奉仕員派遣」制度の利用が考えられた。しかし、今回の本実習は大学教育の一環であつたためこれらの制度の適用外であり、派遣は時間単価による利用料の支払いを伴う「制度外」利用となつた。実習先から全時間帯への支援の配置が要請されていたため、本実習の実施に際して見込まれる費用は、比較的単価の高い手話通訳者2名を全時間帯に配置した際に必要な経費としての最高額で予算計上し、学内の当該会議体においてその執行が承認された(表1の21)。

本実習の開始前においても、「社会福祉協議会」における「事前実習」では要約筆記者2名(手書き筆記)による支援を行い、「高齢者サロン」における「事前実習」では手話通訳者1名による支援を行った。また「OSCE試験」の実施に際しては、手話通訳者1名による支援を受け、模擬クライアントによる発話や、評価担当教員によるフィードバックを通訳してもらつた(表1の17)。

#### IV. 実習開始後の支援展開

##### 1) 実習内容と支援活用の実際

表2に、対象学生が本実習にて行つた実習内容と、実習各週の支援の派遣依頼時間数を示した。実習先からは、昼休み等の休憩時間を除く原則として全時間帯に、手話通訳もしくは要約筆記による支援を配置するよう要請があつたため、「実習指導プログラム」の内容に応じて手話通訳もしくは要約筆記(手書き筆記もしくはパソコン筆記)の派遣依頼を行った。

手話通訳及び要約筆記の専門団体への派遣依頼は、通常は要請する日時の1～2週間以上前に申請し、派遣内容に応じた適切な人員配置や支援方法の設定を行う。しかし、今回の本実習の支援依頼においては、「実習指導

表2 週ごとの実習内容と支援活用の実際

実習週数	手話通訳者による支援		要約筆者による支援	
	主な実習内容	派遣依頼時間数	主な実習内容	派遣依頼時間数
実習1週目 (5日間)	・オリエンテーション ・各課業務説明(講義) ・施設見学(3ヶ所)	32時間15分	・事業概要説明(講義)	6時間30分
実習2週目 (5日間)	・各課業務説明(講義及び業務体験) ・施設見学(3ヶ所) ・事業参加(1ヶ所) ・教員による訪問指導	31時間0分	・他施設の事業概要説明(講義) ・各課業務説明(講義)	8時間30分
実習3週目 (5日間)	・業務体験 ・施設見学(5ヶ所) ・事業参加(2ヶ所)	26時間0分	・各課業務説明(講義)	10時間0分
実習4週目 (5日間)	・各課業務説明(講義と業務体験) ・施設見学(3ヶ所)	23時間15分	・各課業務説明(講義)	15時間30分
実習5週目 (3日間)	・施設見学(1ヶ所) ・事業参加(1ヶ所) ・実習のまとめ	12時間0分	・各課業務説明(講義)	11時間15分

※「いずれの支援も不要」な時間帯が合計で十数時間あるため、「派遣依頼時間数」の合計が実習時間ではない

プログラム」の概要が8月上旬に決定・通知されたものの(表1の24),その具体的な内容及び展開の詳細が,それぞれ実施の前週ごろにならなければ確定され得ない状況にあった。そのため,派遣依頼の申請は,それぞれの実習週の前週に申請をするという方法で行わざるを得ず,各専門団体には短時間のうちに派遣準備を行って頂くという多大な負担をかける結果となった。なお,手話通訳団体へ送付する「派遣申請書」は,派遣場所ごとに1枚ずつ作成する必要があったため,実習1日当たり2から3枚の申請書を作成した。要約筆記団体への派遣申請はメール及び電話による確認で行い,週ごとに1通の申請を行い,変更が必要な際などには適宜メールや電話等で対応した。これらの手続きは全て対応WGの教員らが行った。

表2からは,実習週数が後半になるにつれ,「手話通訳者による支援」の時間数が相対的に減少し,それとは逆に「要約筆者による支援」の時間数が増加していることがわかる。これは,上記のように,実習2週目以降の派遣依頼の申請は,実習が開始されてから随時,実習先及び対象学生と相談の上で行われたため,実習先及び対象学生の双方が実習内容に

応じて適切と思われる支援を選択できるようになり,特に「各課業務説明(講義)」の時間帯には「要約筆者による支援」が十分に活用されるようになったなど,支援方法の適切な選択の結果を示すものと考えられる。実習先の「福祉事務所」では多数の「課」がそれぞれ専門の業務を行っており,対象学生は全ての「課」について実習を実施した。そのため,実習週数が後半になっても,該当する「課」についての業務説明が行われるなど,実習期間の全体を通してそうした内容が行われている。

また,各週とも複数箇所について「施設見学」が実施された。この実習内容は,その名の示すとおり,他施設・他機関を見学して歩くとともに,その事業や活動に適宜参加するなど,学生らには状況の変化に応じた機敏な行動が求められる。そのため,座した机上での筆記が行われる「要約筆者による支援」ではなく,立ち動きながらであっても比較的対応が可能な「手話通訳者による支援」が行われた。

## 2) 各指導の展開と支援の見直し

「相談援助実習」においては,法的規定に

より、指導担当教員が実習先に訪問し、実習 SV 及び学生と 1 時間程度の面談を行う「訪問指導」が義務付けられている。この「訪問指導」は、原則として実習 1 週ごとに 1 回以上行うものとされているが、実習先の立地条件等の事情によっては、1 回の「訪問指導」を除くその他の指導を、教員が実習先を訪問するのではなく学生が大学に登校してきて指導担当教員との面談を行う「帰校制による指導」（以下、「帰校日指導」と表記）に代えることができる。

対象学生の本実習においても、実習 2 週目の週末に「訪問指導」が、また実習 1 週目および 3 週目・4 週目の週末には「帰校日指導」が実施された。各指導はクラスの指導担当教員が行うものであるが、実習 1 週目の「帰校日指導」においては、対応 WG の他の教員も同席し、支援を活用した実際について確認するなどの打合せを行った。また、実習 2 週目の「訪問指導」では、その終了後に、対応 WG の教員全員が同席し、実習 SV 及び対象学生・手話通訳派遣調整の団体担当者との打合せを実施した。これらの打合せでは、対象学生からの率直な感想を聴取するとともに、その後の支援体制において留意が必要な点を相互に確認した。対象学生からは、全ての時間帯における支援が必要なのではなく、自らが対処できるなど、「支援が不要な」時間帯や内容があると思われるとの報告もなされた。その結果として、必要なわずかな時間帯のみ実習 SV 自らが筆談で対応するという配慮による支援方法も実現され、専門団体からの支援を全く受ける必要のない時間帯を、わずか半日だけではあったものの確保することができた。また、実習開始前の早朝の時間帯などは、実習 SV からは、筆談や口話にて直接コミュニケーションをとるなどの配慮も得られていた。

上述のように、これらの打合せの結果としても、実習内容への「手話通訳者による支援」

と「要約筆記者による支援」の適合性が検討され、以降の支援者派遣依頼における判断材料とすることができた。また実習 3 週目の開始前には、対象学生より「手書き筆記よりもパソコン筆記による方が速く、支援をパソコン筆記にて依頼したい」旨の要望が出されたため、急遽、要約筆記団体へ依頼の変更を行った。結果としては、変更依頼の翌日からパソコン筆記に対応してもらうことができ、その後の支援においても適宜それを活用することができた。

なお、これらの実習期間中における一連の指導と支援の展開のために、対応 WG の教員と実習先の実習 SV・各支援団体の担当者及び対象学生との間で交わされたメールは数十通に及び、併せて電話連絡や直接の面談などもそれぞれ数回にわたって行われた。

## V. 取り組みから見えてきた今後の課題

### 1) 実習先の選定について

本学における「相談援助実習」の実習先選定にあたっては、Ⅱで述べたように、まずは学生らの希望を聴取することから開始している。そして、実習先の受け入れ人数などの諸条件を加味し、教員らの合議によって決定される。この過程においては、特別な配慮が必要な学生らとは個別面談が適宜行われるが、今回の対象学生が当初実習先を選定するにあたっては、聴覚障害についての考慮は特段にはなされなかった。

Ⅲの 2) で述べたように、選定の過程においては必要なかったものの、本実習への準備が始まる 3 年次進級時より、聴覚障害への考慮が必要とされるようになった。その経緯において他教員らからは、実習先による支援対応や内容設定の現実に鑑みた実習の中止や実習先変更の必要性が意見として出されていた。これは、「障害があるがゆえに当該学生の希

望が反映されない」という差別的対応であるとの批判がなされる可能性をはらむものではあるが、今回の対象学生についてはそうした対応は行わず、対象学生の希望でもあった当初決定していた実習先にて実習が行えるよう支援を実施した。結果としては実習を無事に終了することができたものの、その準備の過程において、また実習開始後の経過においても、対象学生自身も含め、関係者による多大な労力が必要とされたことは事実である。

聴覚障害学生に対して適切な支援を必要十分に整えることは大学の責務である。しかしながら、こうした「労力」を適切に軽減していくことは、支援の継続性や妥当性の観点からも重要なことであると考えられる。ただし、「軽減」と引き換えるように聴覚障害学生から出される要望の実現がおろそかにされることは決してあってはならない。実習先の選定においては、その点を十分に踏まえた議論と対応が必要である。

## 2) 「実習指導プログラム」の作成時期

本学で展開する「相談援助実習」においては、実習SVが作成する「実習指導プログラム」は、通常は本実習の開始時期までに準備できればよい。今回の本実習においては、対象学生への支援内容を予め確定していくために、「実習指導プログラム」の作成時期を極力早めてもらうよう依頼した。実習先に対しては通常とは異なる負担をお願いしたわけであるが、時期を早めて作成された当初の「実習指導プログラム」では、具体的な支援の確定が難しいことが明らかとなった。

「実習指導プログラム」上の表記が例えば「課の業務について」となっているにもかかわらず、実際には学生の学習内容が窓口業務の対応体験であったり、関係する施設・設備の見学が組み込まれていることなどがあった。先に述べたように、「課の業務」内容について、印刷物等の資料を用いた講義形式による説明が長時

間行われるものであれば机上で行う要約筆記が適切であるが、歩きながらの見学や業務体験などの学生による“活動”が伴う形式では手話通訳が適しているのである。つまりはそれらの“詳細”が分からなければ、適切な支援が選択できず、従って支援者の派遣依頼が行えないことになってしまう。こうした派遣の対象となる事柄の内容と、支援方法とのマッチングに関して荻原(2010)は「情報保障者を配置するにあたって考慮すべきことは、まず、授業の内容や形態に適した支援手段を選択すること」であると述べており、今回の取り組みにおいてもその点の打合せと確認が随時必要とされた。

当初の実習依頼の段階から、こうした点の詳細についても予め確認し、実習内容をどのようなものとするか、そしてそれに基づき「実習指導プログラム」をどのような内容でいつまでに作成するかを明確にしておく必要がある。今回の本実習では、実習先の実習SVが関係各署との連絡調整に特に尽力して下さり、また支援を担当した各団体も臨機応変に丁寧に対応して下さったため、結果的には必要な支援をそれなりに確保しての実習展開が可能であった。しかし、上記の点を予め早い時期から行うことによって、さらに有効な支援が展開できるものと考ええる。

## 3) 支援における学内担当者の組織化

Ⅲに述べた実習開始までの過程においては、当初は「学生支援課」の事務職員と所属学科長や実習委員長らが対応を協議していた。しかし、本実習の「科目コーディネータ」を含む教員3名による対応WGが組織されてからは、予算措置についての当該会議体における審議の過程を除いては、実習終了に至るまでのほぼ全ての対応を、実質的にこの教員3名が行ってきた。この3名の教員は皆、同時に各自の指導担当クラスをもっているため、対象学生への支援や指導的対応とは別に、担当

クラスの他学生（それぞれ十数名ずつを担当）への実習指導（訪問指導や帰校日指導など）も実施していた。そのため、対象学生や実習先、支援団体からの連絡や要望に即時的には対応できなかった場面もあった。

また第二筆者は、「科目コーディネータ」教員であるとともに対象学生の指導担当教員であり、また対応 WG の教員として支援の手配等の業務も主に行うなど当初は過重な負担を負っていた。そこで、支援の手配等の担当者と実習指導教員という二重性を解消するため、実習の開始時から、支援の手配業務は主に第一筆者が担当することとして引き継ぎが行われた。しかし、学外の支援団体とのそれまでの相談内容や実習先との申し合わせ事項など、詳細かつ膨大な情報の引き継ぎを、実習が実施されている時期に時間をかけて行うことは難しく、いくつかの場面で情報の行き違いも生じた。

本学では、障害学生支援システムとしての専属の人員などは配置されておらず、目下のところ当該の科目に直接かかわる教員が他業務と並行して対応せざるを得ない。とはいえ今後支援を実施する際には、予め情報連絡手段や役割分担のあり方について事務職員も含めて検討しておくことによって、こうした問題を少しでも回避できるのではないかと思われる。そしてそれによって、指導が十分に行われるとともに、支援の適切性も確保されるものと考えられる。

#### 4) 支援における予算措置と支援の継続性

本実習における支援では、わずかな時間帯を除くほぼ全ての時間帯への支援者の配置が行われた。そして、大学における社会福祉士国家資格の取得に向けた実習教育への派遣依頼であったため、「制度外」利用として、大学からの支出を伴うものであった。幸いにして本学内では、一人の学生への支援であるとしても、卒業後の活躍が期待される専門職養

成にかかる費用である点が理解され、予算の執行が承認された。

I で述べたように、障害のある学生への大学教育における支援体制の構築は、まだ始められばかりといっても過言ではなく、未だ十分に適切に行われているとは言い難いのが現状である。しかし一方で「障害のある学生への支援は、今の時代は何をおいても優先すべき」との意見もあるかもしれない。いずれにしる、支援を実現するためには相応の費用負担が伴うものであり、そのためそれがどのような教育効果を生むものであるか、ひいてはどのように大学や社会に還元・貢献するものであるかを、広く長い視野のもとに検討していくことが欠かせない。そうした議論を十分に行っていくためにも、こうした支援を受けて卒業した学生らが社会において活躍し、なおかつ本学内ではこうした支援が継続されて次々と障害のある学生が巣立っていくような環境を構築し維持していくことも同時に必要であると考ええる。そしてそのことこそがむしろ、本学に対する有形無形の価値を結果的にもたらすものであると考えたい。

このような「継続性」を実現するためにも、今後の取り組みにおいては、実習展開の当初より支援の適切な配置について十分に検討し、いわゆる“必要性のない支援”までが行われることのないよう周到な準備と対応が必要とされていくであろう。

## VI. おわりに

本報告は、本実習が終了する間際に執筆が計画され、情報の収集と精査に十分な時間をかけることができないままに行われた。そして、対象学生は、本稿執筆中の今まさに指導Ⅲにおいて実習内容の振り返りを含む事後指導を受けている。今回の取り組みが対象学生、ひいては聴覚障害学生に対する社会福祉実習教育に対して如何なる効果をもたらすもので

あるかは、今後の更なる検討に譲りたい。

対象学生が実習期間中にふと口にしていた「将来は、障害のある人への福祉的な支援と相談が、的確にできる専門職になりたい」とのことばを必ずや実現できるよう願いつつ、われわれは指導と支援を継続していくつもりである。

最後に、本実習においては、多忙な本務の中で最後まで的確な指導を実施して下さった実習先の指導職員の方々へ感謝を申し述べたい。また、われわれからの度重なる要望に対しても最大限の対応と支援の実現にご尽力下さった手話通訳及び要約筆記の団体の方々に深謝したい。そして、本報告は、事例として取上げられることを快諾してくれた対象学生の理解により実現した。今後の大いなるご活躍を期待し、記して感謝申し上げたい。

#### [引用文献]

浅原千里 (2010) 障害学生の社会福祉現場実習における「当事者である自己」との向き合いに関する研究－社会福祉専門職をめざす学生の実習体験の質的分析を通して－. 日本福祉大学社会福祉論集, 123, 49-67.

独立行政法人 日本学生支援機構 (2011) 平成22年度 (2010年度) 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.

合津千香・高橋宏子・山下恵子 (2007) 松本短期大学における聴覚障害学生支援の実践と今後の課題－聴覚障害学生の講義保障・介護福祉士国家資格取得を実現するために－. 松本短期大学紀要, 15, 41-63.

石川千聖 (2007) 聴覚障害学生への情報保障の取り組み－学生コーディネーターの導入による実践と課題－. 保健福祉学研究 (東北文化学園大学), 5, 131-138.

萩原彩子 (2010) 情報保障者の配置. 一歩進んだ聴覚障害学生支援－組織で支える (第4章第3節), 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 聴覚障害学生支援システム構築・運営マニュアル作成事業グループ, 金澤貴之・大杉豊 編, 生活書院.

齊藤くるみ (2009) 社会福祉を学ぶ聴覚障害をもつ学生の情報保障のために. 日本社会事業大学研究紀要, 56, 101-116.

菅江則子 (2010) 医学類での聴覚障害学生への支援について. 筑波大学技術報告, 30, 20-22.

田中芳則・吉原正治・松浦伸和・川下美潮・今崎英明・神原一之・木村美保 (2006) 教育実習を行う障害学生に対する支援体制について－実習実施前の事前調査の視点から－. 広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要, 34, 37-40.

徳田律子・西本典良 (2005) 聴覚に障害のある学生に対する情報保障への取り組み－支援の立ち上げから今後の課題まで－. 保健福祉学研究 (東北文化学園大学), 4, 131-141.

浦部奈津美・岩田吉生 (2011) 日本の高等教育機関における聴覚障害学生の受け入れ状況の現状と課題. 障害者教育・福祉学研究, 7, 17-24.

